

学校教育におけるソーシャルメディアの利用と活用の提言 —ソーシャルメディアガイドラインの作成を中心に—

The proposal of use of social media and practical use in school education.
The proposal of social-media guideline creation.

小野 功一郎*
ONO Koichiro

要 旨

LineやFacebookに代表されるソーシャルメディアは、私たちの生活において欠かすことができない情報伝達手段となっている。学校での情報モラル教育の一環として注意喚起を行う一方、積極的に教育の現場で活用する姿も見られるようになってきた。本稿では学校教育でのソーシャルメディアの適切な利用と、その有用性を十分に活用できるようにガイドライン作成を提言する。

Abstract

The social media represented by Line and Facebook serve as a means of communication of information it is a means indispensable in our life. While it is careful as part of the information morals education in a school, a sight utilized positively at the educational spot has also come to be caught. In this paper, guideline creation is proposed suitable use of the social media in school education so that the usefulness can fully be utilized.

キーワード：SNS、ガイドライン、情報メディア、ICT、学校教育

keywords：SNS, guideline, information media, ICT and school education

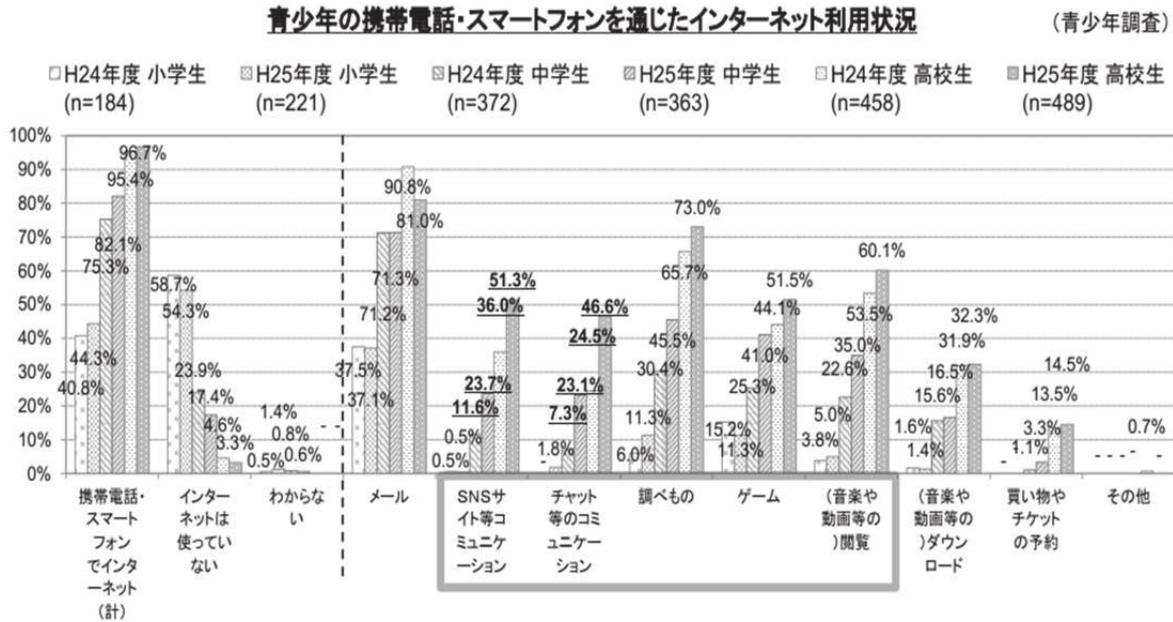
I. はじめに

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者のインターネット利用時間は年々増加している。その利用は友人とのメールやSNS、動画、ゲーム、ショッピングなど、スマートフォンやインターネットはライフスタイルに欠かせないツールとなった。インターネットは個人同士の通信や情報を得るためだけのルールではなく、個人が社会に対して発信することが出来るメディアである。日本国内だけではなく世界中の誰でもが利用できるがゆえに、悪意を持つ人との接触によるリスクが問題視されている。ハンドルネーム（ニックネーム）で投稿が出来ることから、不正確な情報や不用意な記述がなされたり、ジョークで載せたつもりが意図しない大問題に発展する

など、一般の人々や社会に対して大きな影響を及ぼす事例、発信者自身および関係者がトラブルに巻き込まれたり処罰されたりする事例も生じている。リアル（現実）社会で守るべき義務や道徳があるように、バーチャル社会（インターネットの中での社会）においても、ルールやモラル、マナーを守る必要がある。そのために、個人が社会に対して発信することが出来るメディアを個々が適切に利用して、社会との関係を壊すリスクを回避し、よりよい生活と発展につながるようガイドラインを設定する必要がある。本稿では初等・中等・高等教育別にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のガイドラインを提言する。

* 大和大学教育学部教育学科（初等幼児教育専攻）

図1) 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果 (速報) 注1)



II. 研究の方法

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) は、インターネット利用者が情報を発信するメディアのひとつであり、人と人とのつながりを促進・サポートする機能を有するコミュニティ型の会員制サービスとして、世界中で利用者を増やしている。その一方で、利用上の不注意が発端で、ネガティブな学校イメージを与えることになった失敗事例もある、また学校としては SNS を利用してなくても、従業員が個人として行った SNS 上での発言が発端で、学校が非難的になる事例もある。本著では、日本国内および諸外国における SNS に起因するリスクを分析した上で、現在提示されている企業、教育機関等のガイドラインを比較検討し、まだガイドラインを策定していない学校 (小学校・中学校・高等学校・

大学) に対し、どのようなガイドラインの策定をすればよいのかについて提言する。

III. 研究内容

1. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは誰もが参加でき、広範的で社会的相互性を通じて双方向のコミュニケーションができる情報発信メディアをいう。具体的には、Web ページ、ブログ、プロフや、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の LINE, Facebook, Twitter, Mixi など、報投稿サイトである YouTube, ニコニコ動画などを総称する。

図2) ソーシャルメディアの利用率 (サービス毎・全体) 注2)

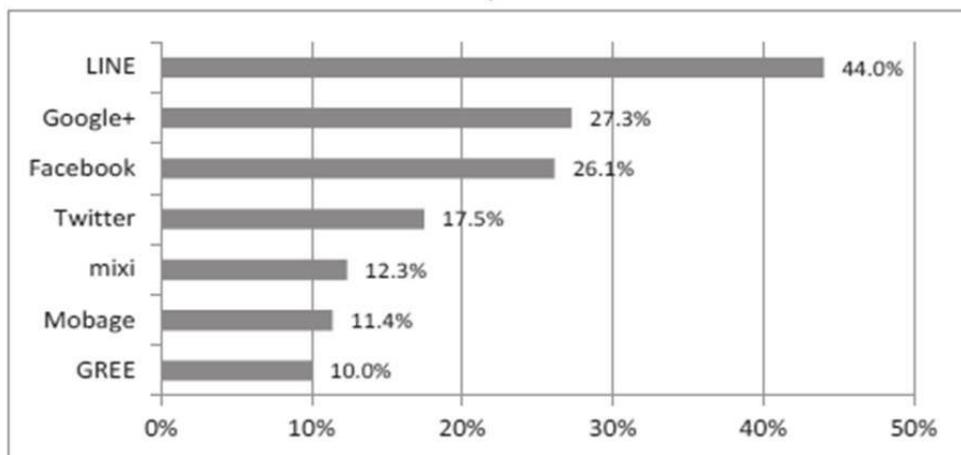
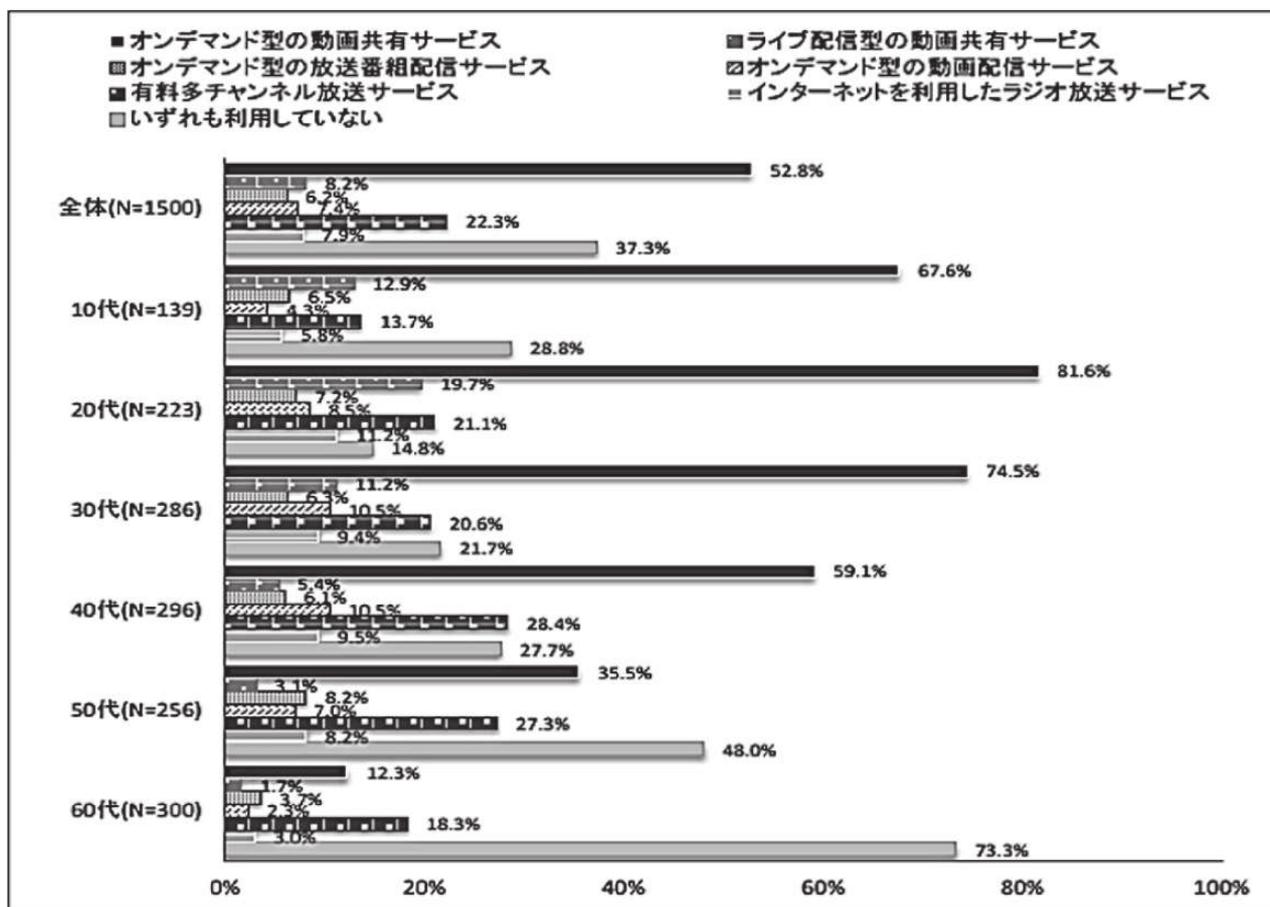


図3) 動画等・共有配信サービスの利用率(全体・年代別)注3)



2. ソーシャルメディアガイドライン教育の必要性

ソーシャルメディアやウェブ上で投稿・公開する情報は基本的に誰もが閲覧可能であるという側面から様々な問題が起こりうる可能性があり、利用に当たっては想定されるリスクも十分に理解する必要がある。そこでソーシャルメディアを利用する児童や生徒、学生に対して基本的なルールが必要となり、そのためのガイドラインを定めなければならない。学校で「ソーシャルメディアガイドライン」を定める場合は、児童や生徒、学生が社会との関わりにおいて守るべき道徳や法律を、学校生活において守るべき校則などと同様にソーシャルメディアの利用に関して時間を割いて学ばせる必要がある。ここで避けなければならないことは、ソーシャルメディアガイドラインを配布しただけとなることである。

3. ソーシャルメディアガイドラインの中で行うべき教育

ソーシャルメディアはその利便性が生活に欠かせないコミュニケーションの手段となった。しかし、これらは、扱いを間違えると予期せぬ困った結果を起こす場合

ある。この問題に利用者個人が早めに問題に気が付き、トラブルに巻き込まれないようにするための教育をガイドラインの中で行わなければならない。

(1) 良識ある参加者か

ソーシャルメディアでは、「友達設定」「リンク設定」「フォロー」などの他者によるリクエストから参加が始まる。リクエストがあった場合、それを安易に受け入れる前に、リクエスト希望者は良識人であるかどうかを考えなければならない。偽装や宣伝目的やネガティブ投稿を行なわれたりしないか注意をはらわなければならないからである。

(2) 投稿はよく考えてから

投稿コメントが転送やコピーされる可能性を考慮する必要がある。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)によっては一度発言した投稿が、アーカイブ(履歴)システムによって投稿のコピーが残る場合が存在する。よって快く共有できるような情報だけを投稿すべきであろう。

(3) 発言責任

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での発言はリアル(現実)社会同様に責任を持たねば

ならない。著作権の侵害や商標使用、誹謗中傷、名誉棄損、わいせつな表現など責任を問われるからである。特に、文書だけでなく写真も含め守秘義務のある情報や私的な情報の保護を考慮する必要がある。また、批評に関しては他者に敬意を払うことが必要である。

(4) なり済まし

「なり済まし」といわれる偽名を使う他人に成りすます行為も存在する、このような行為は詐欺行為となる。自分自身を偽らない一方で、成りすます詐欺師が他人のアカウントを奪い悪用するといった事件がある。更に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）における安全性とプライバシーの保護について注意をする必要がある。プロフィールや個人的な情報、写真の閲覧に対し限定公開やプライバシー保護の設定をしているか。例えば保護した個人情報においても完全に制限することは不可能であるので、個人情報が悪用される可能性を考慮すべきである。

(5) スパイウェアやインターネットウィルスからの防御

「トロイの木馬」と呼ばれるパソコンの中にあるデータを勝手に配信するウィルスソフトも存在する。このようなウィルスソフトの感染を防ぐために、セキュリティソフトのインストールの必要性がある。

4. ソーシャルメディアガイドラインの具体的な提言

(1) 初等教育対象

小学生の場合は保護者との「家庭のルール」を設定することを推奨する。スマートフォン、ゲーム機、インターネットも含め、子どもの特性に合わせて親子で話し合いながら、スマートフォンの利用時間は何時迄といった制限を設定させる。ソーシャルメディア提供側が示す利用規約を保護者が把握する保護者責任がある。公共の場でのスマートフォンの歩きスマホや「音楽を聴きながらの自転車走行」といった利用ルールやマナーも守るように教える。自分はもちろん、友人・知人の個人情報に関する書き込みは子どもだけでは行わず、教師や親の承認を得るようにする。自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得る。子どもがトラブルに巻き込まれたりしていないか、また、教師や親は、子どもが他人になりすまして情報を発信していないか、人を落とされるような言動をしていないかなど常に注意を払う。「友だち」の登録は、信頼できる“知っている人”だけとする。

(2) 中等教育対象

中学・高校での「ソーシャルメディアガイドライン」では次の項目に重点をおき教育することを提言する。

- ① ガイドラインの策定目的および適用範囲を分かりやすくはっきりと表記すると共に、ガイドラインに規定された内容を正しく理解する、それらに反しない使用をする。
- ② 法令、校則、モラル、マナー等の順守およびサービス提供側が定めた決まりを守る。
- ③ 個人を尊重する。
- ④ 誹謗中傷や差別的発言の禁止をする。
- ⑤ 正確な情報の発信を促す。(ウソをついたりデマを流したりするような行為を制する)
- ⑥ 著作権や肖像権等の権利を守り、情報の適切な活用を促す。
- ⑦ 機密情報や特許で守られた情報の保護をする。
- ⑧ 情報は、一度発言・発信したら完全に削除することができないことに留意する。
- ⑨ 自分の発言や発信が、自分自身や他者の将来に重大な影響を及ぼす可能性があることに留意する。
- ⑩ 困ったり迷ったりした際は、助言を求める。

(3) 高等教育対象

大学生の場合は自己責任が重視となる。大学は学生が個人の責任において行うコミュニケーション活動を尊重することを基本とする。学生の活動には責任が伴い、法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟を提起されることもある。特にインターネットの特性である情報の伝達速度の速さから大きな問題に発展すること懸念されるので、品位ある態度を保つように指導が必要である。

① 表現の自由

大学はソーシャルメディアにおける学生の表現の自由を尊重する。ただし、社会におけるさまざまな法令、ルール、マナーを厳守し、公序良俗に反しない。

② 法令遵守

ソーシャルメディアの利用では日本国の法令を遵守するとともに、同様に諸外国の法令や国際法規も遵守する。

③ 個人の尊重

ソーシャルメディアの利用では、利用者一人ひとりの人権を尊重し、異なる意見や考え方を尊重したコミュニケーションを心がける。

④ 守秘義務と機密保持

ソーシャルメディアにおいて、大学の活動上で知り得た守秘義務のある情報を発信し公開しない。大学で知り得た機密情報や個人情報についても公開しない。

⑤ 正確な情報の記載

ソーシャルメディアでは、正確な情報を発信す

ることに心がける。意図的か否かにかかわらず虚偽や不確かな情報で社会を混乱させ、迷惑をかけるないように注意する。

⑥ 発言の責任

ソーシャルメディアで発言する際には、大学の名誉を汚さない、良識ある発言を心がける。情報発信や発言に個人としての責任をもつ。

⑦ 自身の個人情報とプライバシー保護

ネット上の情報は第三者によって収集され、様々な活動に利用されることがある。ソーシャルメディアの利用については、自身の個人情報の登録、プロフィール公開について十分注意する。

IV. まとめと提言

SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を使う際にソーシャルメディアガイドラインを設定すれば、それで良いというものではなく、教育現場が一体となって取り組む必要がある。そのための原則を提言する。

- (1) ソーシャルメディアに関する学校のガイドラインの作成および順守を支援する。
- (2) 児童や生徒、学生がソーシャルメディアガイドラインに従うよう奨励する。
- (3) ソーシャルメディアの安全およびプライバシー設定について最新の情報を得る。
- (4) ネット社会の良識人になるよう支援する。
- (5) SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）のグループ機能を使用して、児童や生徒、学生および保護者とコミュニケーションを図る。
- (6) ネットワーキング常時接続の学習スタイルを受け入れる。
- (7) ソーシャルメディアを教育上で知識向上ツールとして使用する。

V. 終わりに

ソーシャルメディアガイドラインの作成を提言をするために発生した事例を紹介する。

明治大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.meiji.ac.jp/koho/social_media/guideline.html

東海大学ソーシャルメディアガイドライン

<http://www.u-tokai.ac.jp/sns/>

立命館大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.ritsumeiji.jp/topics_pdf/admin_d97a2c4a84a13ca7e66567a0112dbaa3_1365156156_.pdf

近畿大学ソーシャルメディアガイドライン

<http://www.kindai.ac.jp/campus-life/guide/sns-guideline.html>

関西学院大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.kwansei.ac.jp/pr/pr_004418.html

日本大学第三高等学校ソーシャルメディアガイドライン

http://www.nichidai3.ed.jp/s_index/s_mediapolicy/

慶応義塾志木高等学校ソーシャルメディアガイドライン

<http://www.shiki.keio.ac.jp/sns.html>

城北埼玉中学・高等学校生徒会ソーシャルメディアガイドライン

<http://www.jottama.jp/smpolicy.html>

共立女子中学高等学校ソーシャルメディアガイドライン

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/chukou/school/sns_guide/

大妻嵐山 中学校 高等学校

<http://www.otsuma-ranzan.ed.jp/pdf/mediapolicy.pdf>

中村学園女子中学校・中村学園女子高等学校ソーシャルメディアガイドライン

http://njh.jp/data/sns_guidelines.pdf

根津育英会武蔵学園ソーシャルメディアガイドライン

<http://www.musashigakuen.jp/privacypolicy.html>

注

注1) 総務省情報通信政策研究所 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報) 5頁 2014年2月

注2) 総務省情報通信政策研究所 平成25年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査<速報> 11頁 2014年4月

注3) 総務省情報通信政策研究所 平成25年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査<速報> 13頁 2014年4月

